

各務原市国民健康保険限度額適用認定証交付事務要綱

(平成28年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第27条の14の2第2項に規定する限度額適用認定証（以下「認定証」という。）の交付に関し、省令及び各務原市国民健康保険条例施行規則（昭和40年規則第26号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(保険料の納付確認)

第2条 省令第27条の14の2第1項の規定による保険料の滞納の確認は、規則第12条の3に規定する限度額適用認定申請書（以下「申請書」という。）を提出する日前に納付すべき期限（以下「納期」という。）が到来した保険料について行うものとする。

(特別の事情に関する届出)

第3条 市長は、保険料の滞納につき国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第3項に規定する特別の事情があると認められる世帯主に対し、認定証を交付するものとする。

2 前項の世帯主で認定証の交付を求めるものは、申請書と併せて、規則第21条の2に規定する特別の事情に関する届書を市長に提出しなければならない。

(保険者が適当と認める場合)

第4条 省令第27条の14の2第1項の市町村が適当と認める場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 現年度に賦課した保険料のみを滞納している世帯で、当該滞納している保険料が現年度に賦課した保険料（納期が未到来のものを除く。）の総額の2分の1以下である場合

(2) 納付誓約を誠実に履行している世帯又は新たに納付誓約を行った世帯で、滞納している保険料（過年度分を含む。）の総額の6分の1以上を納付した場合

(有効期限)

第5条 認定証の有効期限は、翌年度（認定証を交付する日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、当該年度）の7月末日までとする。ただし、各務原市国民健康保険短期有効期間被保険者証交付事務取扱要綱（平成13年10月29日決

裁)に規定する短期被保険者証が交付されている世帯にあつては、原則として、当該短期被保険者証の有効期限とする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。